

大島海洋国際高等学校在り方検討委員会設置要綱

(設置)

第1 大島海洋国際高等学校（以下「海洋国際高校」という。）に求められる社会的要請などを分析するとともに海洋国際高校の現状課題を明らかにし、明らかになった課題に対し、社会的な要請や生徒、保護者のニーズなどに合わせた抜本的な見直し策を検討するため、東京都教育委員会に「大島海洋国際高等学校在り方検討委員会」（以下「検討委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2 検討委員会は、次に掲げる事項について具体的に検討し、その結果を東京都教育委員会教育長（以下「教育長」という。）に報告する。

- (1) 現状課題や社会的要請、生徒、保護者のニーズ等に関する分析、調査
- (2) 海洋国際高校の在り方に関すること
- (3) その他検討を要すること

(検討委員会の構成)

第3 検討委員会の委員は、東京都教育庁（以下「教育庁」という。）関係者、海洋国際高校関係者、外部有識者のうちから、教育長が任命又は委嘱する者をもって構成する。

- 2 検討委員会委員に専門的な意見を助言するため教育庁関係者、海洋国際高校関係者によるオブザーバーを置く。
- 3 教育庁関係者の委員及びオブザーバー、海洋国際高校関係者の委員及びオブザーバーは、別紙の職にある者をもって充てる。
- 4 検討委員会の委員が不在のときは、委員が指名する者がその職務を代理する。

(委員長及び副委員長の職務及び代理)

第4 検討委員会に委員長を置き、教育監の職にある者をもって充てる。

- 2 委員長は委員会を主宰し、会務を総括する。
- 3 委員会に副委員長を置き、教育庁都立学校教育部長の職にある者をもって充てる。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が不在のときは、その職務を代理する。

(設置期間)

第5 委員会の設置期間は、在り方の検討を終了するまでの期間とし、目安として概ね平成30年3月31日までとする。

(庶務)

第6 検討委員会の庶務は、教育庁都立学校教育部高等学校教育課（計画担当）及び海洋国際高校が担当する。

(作業部会)

第7 検討委員会に、専門的事項を調査検討するための作業部会を置く。

2 作業部会の構成は、別紙の検討委員会事務局の職にある者をもって充てる。

3 作業部会には部会長及び副部会長を置くものとし、部会長には都立学校教育部ものづくり教育推進担当課長の職にある者を、副部会長には大島海洋国際高等学校長の職にある者をもって充てる。

4 作業部会での専門的事項の調査検討にあたり、部会長は、教育庁内関係所管課及び関係機関との調整を図るものとする。

5 作業部会は部会長が招集する。

6 作業部会の庶務は、検討委員会の庶務を行う者が兼ねる。

(意見聴取)

第8 検討委員会は、必要に応じて委員以外の学識経験者等の意見を聴取することができる。

(会議及び会議記録)

第9 委員会の会議及び会議資料は、原則として公開とする。ただし、委員会の議題によっては、非公開とする場合もある。

(その他)

第10 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関する事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成29年11月10日から施行する。